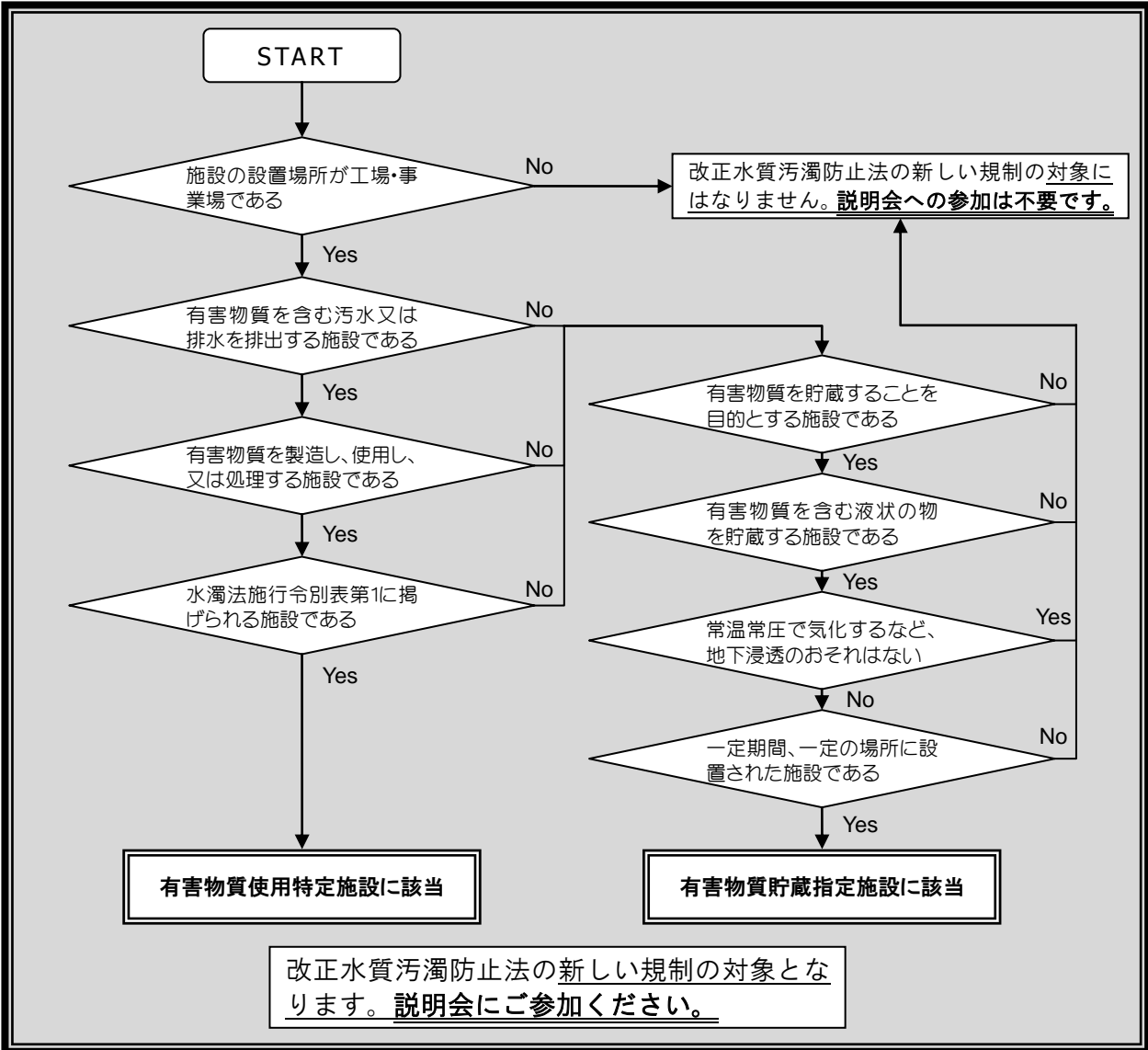


## 【改正水質汚濁防止法対象施設判定フローチャート】

今回の説明会は、改正水質汚濁防止法の新しい規制の対象となる工場・事業場を対象としています。次のフローチャートで貴事業場が対象となるかどうか御確認ください。



## 【有害物質】

水質汚濁防止法に規定する「有害物質」は、次に掲げる物質が該当します。

No	物質名	No	物質名	No	物質名
1	カドミウム及びその化合物	8	ポリ塩化ビフェニル	18	1,3-ジクロロプロペン
2	シアン化合物	9	トリクロロエチレン	19	チウラム
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	10	テトラクロロエチレン	20	シマジン
		11	ジクロロメタン	21	チオベンカルブ
		12	四塩化炭素	22	ベンゼン
4	鉛及びその化合物	13	1,2-ジクロロエタン	23	セレン及びその化合物
5	六価クロム化合物	14	1,1-ジクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
6	砒素及びその化合物	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	25	ふっ素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
		17	1,1,2-トリクロロエタン		